

令和6年度 南房総市防災ベッド設置事業費補助金

木造住宅への防災ベッドの購入に要する費用の一部について補助を行い、地震による木造住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的とします。

■防災ベッド設置事業

南房総市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受け耐震診断を行った結果、上部構造の総合評点が

1.0未満の住宅に、防災ベッドを設置するための事業

※補助金の交付決定を受けた年度内に事業を完了させる必要がありますので、防災ベッド設置工事が終わりましたら速やかに「実績報告書」に必要書類を添付して、建設課に提出してください。

(実績報告書提出期限2月末日まで)

■対象となる木造住宅

次のすべてに該当するものが対象となります。

- ・南房総市木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けて実施した木造住宅耐震診断の結果が総合評点で、1.0未満の住宅であること。
- ・市内に在する住宅であること。
- ・柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法によって造られている住宅であること。
- ・平成12年5月31日以前に着工された住宅で、一戸建て住宅または併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- ・地上階数が2以下である住宅であること。

■補助を受けられる方

対象となる住宅の要件を満たした木造住宅を所有する方で、次のすべてに該当する方を対象とします。

- ・住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・上記の対象となる木造住宅を所有し、かつ、居住していること。
- ・過去に南房総市木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けた方でないこと。
- ・補助金の交付申請時において、申請者及び同居している者に南房総市の市税等の滞納がないこと。

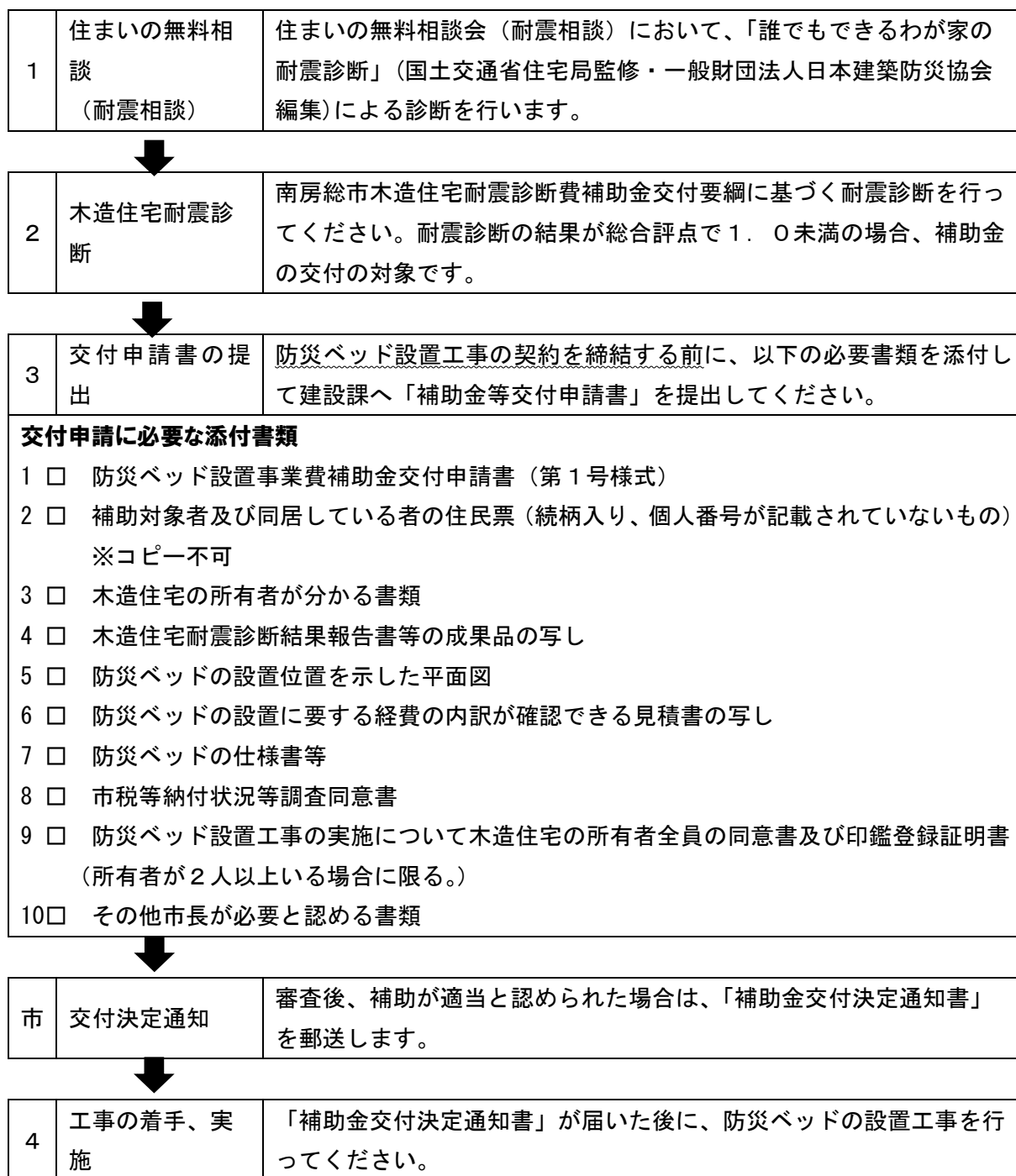
■補助対象経費

補助対象となるのは、防災ベッドの購入に要する費用のうち、防災ベッドの本体費用のみ。

■補助金の額

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、150,000円を上限とする。

■申請手続きの流れ



次ページに続きます。

5	実績報告書の提出	防災ベッド設置工事が終わりましたら速やかに「実績報告書」に必要な書類を添付して、建設課に提出してください。(提出期限2月末日まで)
---	----------	---

実績報告に必要な添付書類

- 防災ベッド設置事業費実績報告書（第7号様式）
- 防災ベッド設置工事の契約書類の写し
- 防災ベッド設置工事に要した経費の内訳が確認できる書類および領収書の写し
（代理受領の場合）
防災ベッドに要した事業費に係る請求書の写し、当該請求書の額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び代理受領に係る委任状
- 施工前及び施工後の写真
- その他市長が必要と認める書類



市	審査 補助金額確定通知	書類を審査し、補助額を確定したときは「補助金額確定通知書」を郵送します。
---	----------------	--------------------------------------



6	補助金の交付請求	建設課へ「補助金交付請求書」を提出してください。
---	----------	--------------------------



市	補助金の支払	補助金交付請求書を受領後、3～4週間程度で指定のあった口座に補助金を振り込みます。
---	--------	---

■注意事項

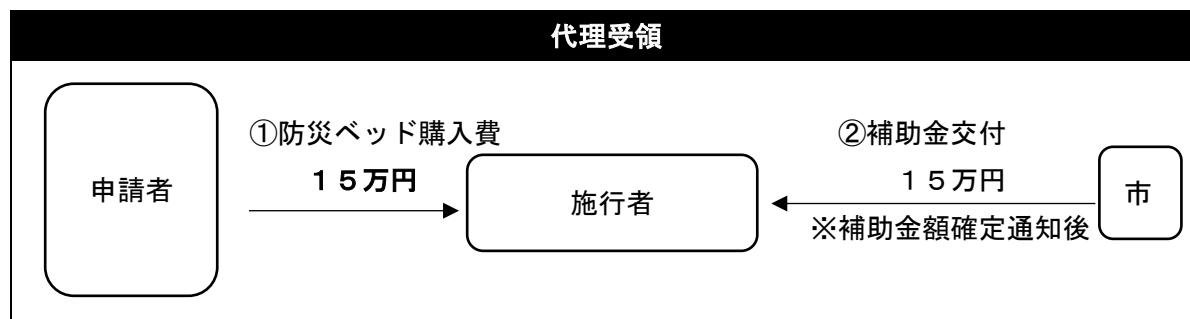
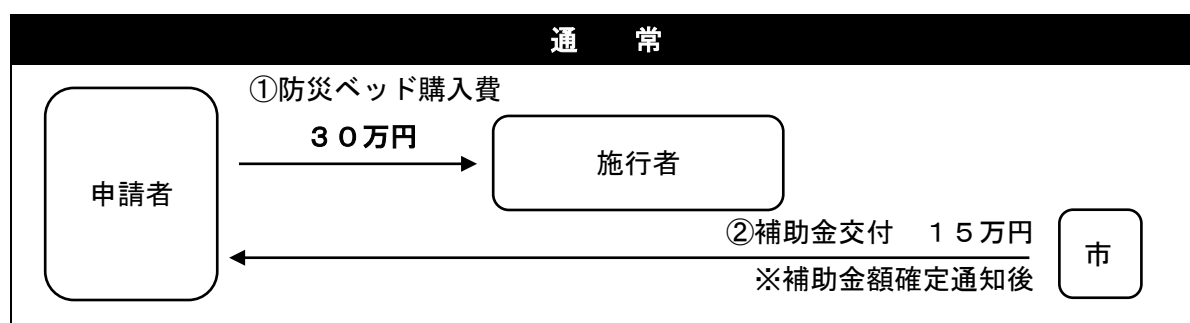
- ・ 防災ベッド設置工事内容を変更または中止する場合は、速やかに建設課にご連絡ください。
- ・ 防災ベッドを設置するために、木造住宅の基礎を補強する工事が必要な場合があります。その際の費用に対する補助はありません。

代理受領制度

代理受領制度とは、申請者が防災ベッドの購入に要する費用を施行者へ支払う際に、かかった費用から補助金額を差し引いた額を施行者へ支払い、補助金は南房総市から直接施行者へ支払う制度です。

従来の制度では、申請者が防災ベッドの購入に要する費用の全額を施行者へ支払った後に、南房総市から申請者へ補助金を支払うのに対し、代理受領制度では、申請者が防災ベッドの購入に要する費用の全額を施行者へ支払う必要がなくなり、申請者の初期費用を軽減することができます。

代理受領制度の仕組み [例] 防災ベッド購入費 30万円、補助金 15万円の場合



申請者と施行者が代理受領を行うことについて、確実に合意してはなりません。双方でよく打合せのうえ決めてください。

代理受領制度を活用する場合、実績報告書に添付する書類が異なります

「防災ベッドの設置に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し」に代えて、「補助事業に要した事業費に係る請求書の写し」「当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し」「代理受領に係る委任状」が必要となります。

問合せ・申請窓口

南房総市建設環境部建設課 電話 0470-33-1101
南房総市役所 別館2 (2階) (南房総市富浦町青木28番地)